

## 平成30年度 第4回庁議要旨

日時：平成30年5月22日（火）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 荻浜支所及び荻浜公民館の供用開始について（総務部、生活環境部、教育委員会）

荻浜支所と荻浜公民館は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受け、現地再建が困難となったことから、被災した支所庁舎と公民館の複合施設として、防災集団移転事業で造成する高台に建設することとなった。

平成29年9月に着工した（仮称）荻浜支所等複合施設災害復旧建築工事が本年8月に完成することから、荻浜支所及び荻浜公民館の供用を開始するもの。

#### (1) 主な内容

荻浜支所と荻浜公民館の複合施設として、次のとおり移転し、供用開始するもの。

##### ① 施設概要

施設の所在：石巻市荻浜字白浜山7番地2

建物構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て

敷地面積：2,870.53㎡

延床面積：859.00㎡

【内訳】 (単位：㎡)

区分	整備後	従前
支所	246.70	374.05
公民館	474.10	666.80
共用	138.20	—
計	859.00	1,040.85

うち公民館施設内容：大ホール、会議室、講座室、和室、調理実習室、図書コーナー

##### ② 所在地の変更について

旧：石巻市荻浜字家前17番地（荻浜支所）

石巻市荻浜字家前65番地（荻浜公民館）

新：石巻市荻浜字白浜山7番地2

##### ③ 公民館使用料の変更について

(単位：円)

改正					現行				
時間区分 室名	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分	時間区分 室名	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
大ホール (236.50㎡)	3,450	4,970	5,620	14,040	大ホール (299.00㎡)	4,280	5,910	6,830	15,080
会議室 (38.50㎡)	540	760	970	2,270	会議室 (37.80㎡)	620	830	1,250	2,720

講座室 (42.00㎡)	650	860	970	2,480	講座室 (36.07㎡)	620	830	1,250	2,720
和室 (45.66㎡)	650	970	1,080	2,700	和室 (57.65㎡)	830	1,350	1,780	3,980
調理実習室 (44.34㎡)	650	970	1,080	2,700	調理実習室 (41.80㎡)	660	810	1,010	2,540

冷暖房費：「1室1時間につき300円」を「1室1時間につき100円（ただし、大ホールについては、1時間につき300円）」に変更する。

(2) 今後の予定

- 平成30年 6月 市議会第2回定例会へ石巻市支所設置条例及び石巻市公民館条例の一部改正を提案（平成30年10月1日施行予定）  
石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正  
（平成30年10月1日施行予定）
- 8月 （仮称）荻浜支所等複合施設災害復旧建築工事完成予定
- 9月 備品等搬入及び荻浜支所仮設庁舎からの引越予定
- 10月 供用開始予定

2 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の課税標準の特例について（産業部、財務部）

生産性向上特別措置法が、第196回通常国会で可決・成立した。

同法は、急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、産業の生産性の向上を短期間を実現することを目的としている。

短期間での生産性の向上に関する施策として、中小企業者が労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市区町村の認定を受けた場合、固定資産税の課税標準の特例を適用させることができるようになった。

少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業者の所有している設備を生産性の高い設備に更新を促すもの。

(1) 主な内容

① 固定資産税の課税標準の特例を受けるための手続

ア 市区町村の手続

国が策定する「導入促進指針」に基づき市区町村が「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得る。

イ 中小企業者の手続

国の同意を得た「導入促進基本計画」に合致する「先端設備等導入計画」を作成し、市区町村から認定を受けた後に先端設備等を取得する。

市区町村に対し、当該先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例を受けるための申請を行う。

② 先端設備等導入計画の主な要件

ア 計画期間

計画認定から3年間

#### イ 労働生産性

計画期間において基準年度比で労働生産性が9%以上（年平均3%以上）向上すること。

#### ウ 先端設備等の種類

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される次の設備を導入すること（中古資産を除く。）。

減価償却資産の種類	最低取得価格	設備自体の 販売開始時期	備 考
機械装置	160万円以上	10年以内	
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内	
器具備品	30万円以上	6年以内	
建物附属設備	60万円以上	14年以内	家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

#### ③ 特例措置

対象となる先端設備等の固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする（平成33年3月31日までに取得したものに限り（平成36年度課税分まで））。

なお、特例措置としては、各市区町村が課税標準をゼロ～1/2で定めることとされているが、国の一部の補助金において、ゼロとする意向を表明した市区町村に所在する事業者が優先採択を受けられることとされている。

#### (2) 今後の予定

平成30年6月 生産性向上特別措置法施行

平成30年市議会第2回定例会に石巻市市税条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

生産性向上特別措置法の施行後、速やかに「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得る。

### 3 石巻中央公民館駅前新町分館の廃止について（教育委員会）

公民館分館については、地域の集会所としての性格が強く、現在、集会所等への転換を推進している。

石巻中央公民館駅前新町分館については、集会所へ移行することで地域住民との協議が整い、平成30年度中に分館を解体し、同敷地内に集会所の建設を予定している。

公共施設等総合管理計画に基づき、地域との協議及び集会所移行の条件が整った石巻中央公民館駅前新町分館について、集会所として地域コミュニティの拠点施設に移行し、当該分館を廃止するもの。

#### (1) 主な内容

##### 【廃止する施設】

石巻中央公民館駅前新町分館

##### ① 土地

所在地：石巻市東中里一丁目6番1号

地 目：宅地

面積：300.82㎡

② 建物

建築年月：昭和44年3月

建築面積：172.73㎡

構造：木造2階建て

(2) 今後の予定

平成30年6月 市議会第2回定例会へ石巻市公民館条例の一部改正を提案

石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市公民館地域分館活動要綱の一部改正（平成30年7月1日施行予定）

7月 解体工事開始予定

[報告事項]

1 予防接種における事故災害補償金額の引上げについて（健康部）

「予防接種法施行令の一部を改正する政令」及び「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」が平成30年3月30日に公布され、同年4月1日から施行された。

これに伴い、全国市長会予防接種事故賠償補償保険の保険金額の一部が改正された。

全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度の一部改正に伴い、石巻市予防接種事故災害補償規則で定める補償金額を改正するもの。

(1) 主な内容

予防接種における事故災害補償金額を以下のとおり変更する。

		改正	現行
ア	死亡補償金	43,600,000円	43,400,000円
イ	障害の場合	(ア) 1級	43,600,000円
		(イ) 2級	29,032,000円
		(ウ) 3級	22,163,000円
			22,062,000円

対象の予防接種：予防接種法の規定によらず市が実施する予防接種（おたふくかぜ・水痘（3歳以上））

(2) 今後の予定

特になし

2 放課後児童支援員の資格要件の緩和について（福祉部）

地方分権提案募集において、放課後児童クラブの勤務経験は豊富だが、高校を卒業していないために、放課後児童支援員になれない者がいることから、資格要件を緩和すべきとの提案があり、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成30年3月30日に改正され、同年4月1日から施行された。

これに伴い、高等学校を卒業していない者であっても、5年以上の放課後児童クラブでの実務経験があれば、放課後児童支援員としての資格要件を満たすこととした。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、石巻市放課後児童健全

育成事業の設備及び運営に関する基準で定める放課後児童支援員の資格要件の緩和を図るもの。

(1) 主な内容

高等学校を卒業していない者であっても放課後児童クラブで5年以上の実務経験があり、かつ、市長が適当と認めた者については放課後児童支援員となれるよう、資格要件を緩和するもの。

(2) 今後の予定

平成30年6月 市議会第2回定例会に石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を提案（平成30年6月施行予定）

[その他]

- ・石巻市防災センター開所式典について（総務部）

以 上